

京都府インクルーシブ教育推進指針

～共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実～

概要版

目標

共生社会の形成

目標を実現するための

方向性

インクルーシブ教育の推進

方向性を推進するための

仕組み

インクルーシブ教育システムの構築

インクルーシブ教育を実現していくための

基盤

特別支援教育の推進・充実

令和8年9月



京都府教育委員会

第1章 京都府インクルーシブ教育推進指針について

指針策定の背景・趣旨

近年、少子化により児童生徒数が減少する一方で、学校現場では、障害のある児童生徒、外国にルーツのある児童生徒、不登校・不登校傾向の児童生徒などが増加しており、多様な特性や背景、特別な教育的ニーズを有する子どもへのきめ細かな対応が求められています。

こうした背景や国の議論による方向性を踏まえ、京都府ではインクルーシブ教育を推進するため、特別支援学校だけでなく、就学前教育から小学校、中学校、義務教育学校、高等学校等にいたるまで、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。その方向性を明確にし、基本的な考え方を共有するため、「京都府インクルーシブ教育推進指針」として策定しました。

本指針のもと、すべての関係者が特別支援教育の視点を共有し、共通理解のもと連携・協働しながら実践に取り組み、共生社会の形成に向けて特別支援教育の一層の推進と充実を図ります。

指針の活用方法

○ 学校現場において

- ・ 校内支援体制整備や、教職員間の共通理解を促進するための研修資料
- ・ 個別の教育的ニーズに応じた支援の検討・実施の参考資料

○ 京都府教育委員会・市町（組合）教育委員会において

- ・ 特別支援教育施策の立案・評価の基盤・教職員研修や人材育成の方針づくり 等

○ 保護者・地域との連携において

- ・ 地域社会の理解促進と支援の輪の拡大に向けた啓発の参考資料 等

指針における

「インクルーシブ教育」等の用語

インクルーシブ教育については、サランカ宣言や SDGs において「誰一人取り残さない」という理念のもと、障害の有無に加え、文化、言語、性別など多様な社会的背景や価値観を包括的に尊重する教育の在り方が示されています。

指針においては、障害者の権利に関する条約（第 24 条）及び文部科学省の通知「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」等の考え方にに基づき、主要な用語を整理しています。



障害者の権利条約・文科省通知等による

“インクルーシブ教育”

障害の有無に関わらず、すべての子どもが可能な限り共に学ぶことを目指し、合理的配慮や基礎的な環境整備を通じて、一人一人の教育的ニーズに応じた学びを保障する教育の在り方



インクルーシブ教育の理念を具体化する仕組み

“インクルーシブ教育システム”

インクルーシブ教育を推進するため、すべての学びの場において特別支援教育の視点を持ち、教育制度、支援体制、合理的配慮、基礎的環境整備などを整える仕組み

第2章 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の推進 ～京都府が目指す特別支援教育～

京都府では「インクルーシブ教育システム」を構築することにより、すべての子どもが、どこで学ぶのかではなく、どの学びの場においても自分の可能性を最大限に伸ばすとともに、すべての子どもが、できる限り共に学び、多様性を認め合い、共に生きる価値観を社会全体で共有する基盤をつくることを目指します。

はぐくみたい子どもの姿

主体性や自己決定力を 発揮できる子ども

- ・自ら考え選択し行動する力をはぐくみ、生涯にわたり学び続ける姿勢と、自分に適した学び方を理解し、自らの強みや良さを生かして学びに取り組む姿

自分らしく生きる力を 追求する子ども

- ・多様な人と関わりながら共に学び、共生社会の一員として互いの違いを認め合う中で、自分の役割や価値を見出し、成長していく姿

京都府が目指す教育環境づくり

学びを支える教育環境

- ・学ぶ場所や支援の形に関わらず、一人一人の発達段階や障害特性、興味・関心に応じた学び方と学びの場を整えた教育環境を構築します。
- ・合理的配慮の提供や、学びのユニバーサルデザイン（UDL）の理念に基づき、すべての子どもが主体的に学びに参加できる教育環境を整えます。

成長に応じて一人一人の学びを 見直し続ける教育環境

- ・子どもの成長や状況の変化に応じて、適切かつ継続的に学び方の見直しができる環境を構築します。
- ・交流及び共同学習を積極的に推進し、地域や校種を超えて共通理解を深め、寄り添い続ける教育環境を整えます。

共に育ち合う教育環境

- ・すべての子どもが地域社会の一員としての「自立」と、他者と共に生きる「協働」の力をはぐくむ教育環境を整えます。

第3章 学校現場でのインクルーシブ教育の推進に向けた 特別支援教育の充実

就学前教育、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校のそれぞれにおける一人一人の学びと、その学びを支える連携や支援体制、切れ目ない支援の実現に向けた特別支援教育の方向性を示します。

京都府が目指す5つの方向性

① 一人一人の教育的ニーズに応じた「質の高い学び」の実現

- (1) 小・中学校等での学び
- (2) 高等学校での学び
- (3) 特別支援学校での学び



② 就学前から学校卒業後までのライフステージを見通した「切れ目ない支援」と「保護者との信頼関係」づくり

- (1) 乳幼児期における支援と適切な就学相談
- (2) 校種間連携・移行支援



③ 互いを尊重し、共に学び成長できる教育環境の醸成

- (1) 小・中学校等における交流及び共同学習の充実
- (2) 高等学校における交流及び共同学習の充実
- (3) 特別支援学校における交流及び共同学習の充実



④ 地域全体で子どもをはぐくむ「持続可能な支援体制」の構築と「特別支援学校のセンター的機能」の強化

- (1) 学校現場を支える支援体制の整備



⑤ 「組織として」支え、学び合い、高め合う「教職員の専門性」の向上

- (1) 教職員の専門性の向上
- (2) 学校経営の充実



① 一人一人の教育的ニーズに応じた「質の高い学び」の実現

目指す姿

一人一人の多様な
教育的ニーズに応じた指導



学びのユニバーサルデザイン



教育環境整備



実現に向けた方策

小・中学校等

- 通常の学級における個別最適な学びの実現
- 特別支援学級及び通級による指導の充実 等

高等学校

- 生徒の意思決定を支える学校づくり
- 特別支援教育の制度整備と体制構築 等

特別支援学校

- 自立活動の指導の充実
- 学びの継続性と12年間を通じたキャリア教育の実現 等

具体的取組

- ・ 各教科の特質を踏まえた学びのユニバーサルデザインの視点に基づく授業づくりとさらなる研究の推進
- ・ 支援を必要とする児童生徒への合理的配慮の提供
- ・ 掲示物の精選、時間や空間、生活や学習ルールの視覚化など、わかりやすい教室環境や人的環境の整備
- ・ 個々のニーズに応じた支援ツールや学びのツールとしての ICT の活用及び ICT 研究成果の共有・発信
- ・ 特別支援学級における自立活動の指導の充実、各教科等との関連づけ、校内支援会議等による連携強化 等

② 就学前から学校卒業後までのライフステージを見通した「切れ目ない支援」と「保護者との信頼関係」づくり

目指す姿

関係機関との連携強化



安心できる移行支援
と信頼関係



将来の希望や
学びの方向性の共有



主体的な進路選択



実現に向けた方策

適切な就学相談

- 幼小接続の連携強化
- 支援の継続性を高める引継ぎ体制

校種間連携・移行支援

- 学びの場を継続的に見直しできる仕組みの構築
- 本人・保護者との対話と円滑な引継ぎの推進 等



具体的取組

- ・ 医療・保健・福祉等、関係機関との小学校等入学前からの連携を推進
- ・ 乳幼児期における発達の段階に応じた相談・支援の流れや対応方法の整理と共有
- ・ 移行支援シートの活用による情報共有の円滑化、保護者・関係機関との情報共有を効果的に実施
- ・ 小学校等入学後に必要な支援をつなげるためのフォローアップ体制を強化
- ・ 就学前機関における特別支援教育の視点を持つ人材育成の促進 等

③

互いを尊重し、共に学び成長できる教育環境の醸成

目指す姿

日々の授業や活動の中で
自然に学び合う機会



共生社会の担い手としての資質の形成



実現に向けた方策

小・中学校等

- 交流及び共同学習の意義や目的の共有
- 教育課程に位置づけた継続的・計画的な交流 等

高等学校

- 交流及び共同学習の意義や目的の共有
- 生徒同士の交流にとどまらない、学校間の連携強化

特別支援学校

- 地域連携等の機会拡充
- 計画的で継続的な交流及び共同学習の実施 等

具体的取組

- ・ 「出会う・知り合う」「つながり合う」「学び合う」など、段階的な取組の計画や多様な形態での実施を検討
- ・ 相互の教育課程に位置づけた継続的・計画的な交流及び共同学習の実現
- ・ 多様な児童生徒が共に学ぶ交流及び共同学習の意義についての保護者への理解啓発と地域社会への発信
- ・ 地域や他校との連携・調整を円滑に進めるために必要な環境整備や外部との合意形成における管理職の役割の発揮
- ・ 実現可能な副籍（副次的な学籍）の制度化 等

④

地域全体で子どもをはぐくむ「持続可能な支援体制」の構築と「特別支援学校のセンター的機能」の強化

目指す姿

組織的な特別支援教育の推進



授業づくりや個別支援、地域資源との連携の充実



実現に向けた方策

学校現場を支える支援体制の整備

- 学びの場の連携強化
- 校内支援体制の充実と専門職の活用など重層的な支援を推進
- センター的機能を活用した学校支援
- 各校種・教員間の特別支援教育に関する相互理解の促進 等



具体的取組

- ・ 地域支援センターによる個別の指導計画作成支援や学びのユニバーサルデザインの視点に基づく授業づくりの実現に向けた支援の実施
- ・ 特別支援学校の専門性を生かした授業づくり支援や多様な障害種に応じた具体的な指導・支援を協働的に考える伴走型支援
- ・ 巡回相談員の積極的な活用や継続的な巡回相談の実施 等

⑤「組織として」支え、学び合い、高め合う「教職員の専門性」の向上

目指す姿

すべての教職員が特別支援教育の担い手



特別支援教育を学校教育の基盤とした
学校経営の充実



実現に向けた方策

教職員の専門性の向上

- 系統的に学べる研修体制の整備
- 校種・教科を超えた研究協議や専門家と連携した実践的な研修
- 長期的・計画的な人材育成
- 特別支援教育の推進を学校経営計画に位置づけた学校経営の実現 等



学校経営の充実

具体的取組

- ・ 特別支援教育に係る研修を教職員業務の一環として位置づけた校内研修の整備
- ・ これまでに蓄積されてきた教科指導の専門性に、個に応じた支援の視点を加えた教科研究会の実施
- ・ 医療・福祉・心理等の専門家の協力を得た研修の充実と活用事例の共有、OJT の強化
- ・ 担当する障害種を固定化せず専門性を広げ、特別支援学校における 12 年間の学びの継続性を図るための積極的な学部間異動 等

※概要版のため、ここでは指針からキーワードを抜粋したイメージ図を示しています。

京都府地域支援センター

○ 京都府視覚支援センター	盲学校	075-492-6733
○ 京都府聴覚支援センター	聾学校	075-461-8121
○ 京都府南部視覚・聴覚支援センター	南山城支援学校	0774-71-8333 (直通)
○ 京都府北部聴覚支援センター	聾学校舞鶴分校	0773-75-1094
○ 向日が丘相談・支援センター	向日が丘支援学校	075-951-8361
○ 地域支援センターうじ	宇治支援学校	0774-41-3701
○ 地域支援センター「サポートJOYO」	城陽支援学校	0774-53-7100
○ 地域支援センターやわた	八幡支援学校	075-982-7321
○ 井手やまぶき相談・支援センター	井手やまぶき支援学校	0774-82-7010
○ 南山城相談支援センター	南山城支援学校	0774-72-7255
○ たんば地域支援センター	丹波支援学校	0771-42-5185
○ 中丹教育支援センター	中丹支援学校	0773-32-0011
○ 舞鶴支援学校トータルサポートセンター (TSC)	舞鶴支援学校	0773-78-3133
○ 舞鶴支援学校トータルサポートセンター (TSC)		
病弱支援部門	舞鶴支援学校行永分校	0773-63-6700
○ 丹後地域教育支援センターよさのうみ	与謝の海支援学校	0772-46-2770
○ 京都府スーパーサポートセンター (SSC)	京都府総合教育センター内	075-606-2480 (直通)

